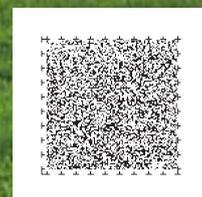


# 第2次武豊町障がい者計画 第5期武豊町障がい福祉計画 第1期武豊町障がい児福祉計画

概要版

このマークは目の不自由な方等のための音声コードです。専用の読み上げ装置やスマートフォン等で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

平成30年3月  
武豊町



# 1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成 12 年 3 月に「武豊町障がい者計画」を策定し、平成 20 年 3 月に計画の見直しを行いました。見直し後の障がい者計画では「1. ノーマライゼーション思想の深化」、「2. リハビリテーション理念の推進」、「3. 心のバリアフリー社会・共生社会づくり」、「4. 生きがいを実感できる幸せ社会づくり」、「5. 「共助・互助」の精神に基づいた協働社会づくり」の 5 点を計画の基本理念として掲げ、障がい者に関する施策の展開に努めてきました。

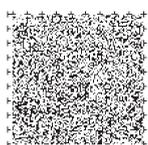
一方、国においては、平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行され、その後においても「障害者虐待防止法」や「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」が施行される等、諸制度の改革が進められるなか、障がい者を取り巻く環境が大きく変わってきています。

このような動向を踏まえ、平成 19 年度に策定した「武豊町障がい者計画（見直し後）」の見直しを行い、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進していくために、「第 2 次武豊町障がい者計画」、「第 5 期武豊町障がい福祉計画」及び「第 1 期武豊町障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

# 2 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	第 2 次武豊町障がい者計画	第 5 期武豊町障がい福祉計画	第 1 期武豊町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)
計画期間	6 年	3 年	3 年
備考	策定義務（平成 19 年度～） [平成 18 年度以前は努力規定]	策定義務 (平成 18 年度～)	策定義務 (平成 30 年度～)

※平成 31 年 5 月に改元が予定されていますが、分かりやすい表記とするため、本計画概要版では、平成 31 年度以降も「平成（省略表記時は H）」を使用しています。



### 3 計画の期間

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
武豊町障がい者計画				第1次計画(見直し後)								第2次計画							
武豊町障がい福祉計画	第1期計画		第2期計画		第3期計画		第4期計画		第5期計画										
武豊町障がい児福祉計画													第1期計画						

### 4 策定体制

#### 1 武豊町地域福祉推進協議会、障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や地域の代表者、福祉関係者等で構成する「武豊町地域福祉推進協議会」に「障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容を検討しました。

#### 2 障がい福祉に関するアンケート調査

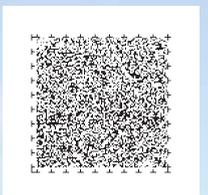
障がいのある方や町民を対象として、現在の生活状況や今後の生活、障害福祉サービス等の利用意向や改善点、障がいのある方との関わり等についておたずねし、計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### 3 ヒアリング調査

障害福祉サービス及び児童福祉法に基づくサービスを実施している町内事業所の協力を得て、現在実施している事業の状況や課題、今後の事業展開等についてお聞きすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

#### 4 知多南部地域自立支援協議会武豊町部会の提言

本町における障がい福祉の現状や課題等を整理し、計画策定に対する提言を知多南部地域自立支援協議会武豊町部会からいただきました。提言については策定委員会へ報告し、計画策定の検討資料としました。



# 障がい者計画

## 5 基本理念

国が平成 19 年に署名した国連の「障害者権利条約」は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

この障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の第 1 条では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、(中略) 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする旨が規定されています。

第 2 次武豊町障がい者計画においては、こうした理念を踏まえ、また、第 1 次計画の考えを継承しつつ整理を行い、障がいのある方が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある方もない方も共に暮らせるまちづくりを実現するため、以下の基本理念を掲げます。

**みんなで創る 一人ひとりの個性が輝く 支えあいのまち たけとよ**

## 6 基本目標

基本理念に基づいた施策を実施するために、以下の 3 つの基本目標を定めます。

### 1 地域で支えあう健康で安心な暮らしづくり

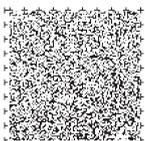
障がいのある方が、地域において障害福祉サービス等、障害児通所支援等、保健・医療等の社会保障サービス、療育・教育等を受けて、健やかに安心して暮らせることを目標とします。

### 2 誰もが輝き社会参加できる元気な暮らしづくり

障がいのある方が、経済的に自立し、就労や各種活動を通じて、社会に参加して暮らせることを目標とします。

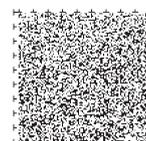
### 3 安全で暮らしやすい共生のまちづくり

障がいのある方が、インフラ環境、情報、防災・防犯対策等を平等に享受でき、差別・虐待が防止され、個人としての権利が守られながら暮らせることを目標とします。



## 7 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	具体的施策		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>みんなで創る 一人ひとりの個性が輝く 支えあいのまち たけとよ</b> </p>	<p><b>1</b> 地域で支えあう 健康で安心な 暮らしづくり</p>	1 自立した生活の支援	(参照) 第5期武豊町障がい福祉計画 第1期武豊町障がい児福祉計画		
		2 相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域生活支援拠点等の充実		
		3 保健・医療の充実	(1) 乳幼児健診の充実 (2) 保健指導の推進 (3) 障がいの原因となる疾病の予防 (4) 医療費助成の推進		
			4 療育・教育の充実	(1) 療育の推進 (2) 統合保育の推進 (3) 放課後対策の推進 (4) 学校教育の充実 (5) 福祉教育の推進	
				1 雇用・就労、経済的自立の支援	(1) 雇用・就労機会の支援 (2) 福祉的な就労機会の充実 (3) 総合的な就労支援体制の確立 (4) 経済的自立の支援
					2 文化芸術活動・スポーツ等の振興
		1 利用しやすい生活環境の整備		(1) 移動・外出支援の推進 (2) 人にやさしいまちづくりの推進 (3) 居住環境の整備に対する支援	
				2 情報のバリアフリー化と 意思疎通支援の充実	
			3 ボランティア・ 地域福祉活動の充実		(1) ボランティアの育成 (2) ボランティアセンターの充実 (3) 地域福祉活動の充実
		4 防災・防犯対策の推進			(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進
				5 差別の解消、虐待の防止 及び権利擁護の推進	(1) 差別の解消、虐待の防止 (2) 権利擁護の推進 (3) 広報・啓発活動の推進



## 8 具体的施策と数値目標（抜粋）

### 1-2-(1) 相談支援体制の充実

障がいのある方が日常的に抱える問題が、広く複雑になっている状況や困難事例に対応するため、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

### 1-3-(1) 乳幼児健診の充実

乳幼児期における健康診査により、障がいの早期発見と適切な指導の充実に努めます。また、未受診者に対しては、個別に連絡を取るとともに、保健師が状況確認のため家庭訪問等を実施します。

### 1-4-(1) 療育の推進

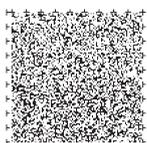
あおぞら園において、様々な障がい特性に対応できる受入環境の整備・拡大について検討していきます。また、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターへの移行についても検討していきます。

### 2-1-(2) 福祉的な就労機会の充実

障害福祉サービスにおける就労系サービスを中心に、関係機関や福祉的な就労機会を提供する事業所等との連携を図りながら、就労できる環境づくりに努めます。

### 2-2-(1) 文化芸術活動の推進

障がいがあっても気軽に参加できる文化芸術活動や、生涯学習活動等各種講座の開催を検討していきます。



### 3-1-(1) 移動・外出支援の推進

屋外での移動が困難な方に対する移動支援事業や町独自事業である障害者タクシー料金助成事業、障害者バス運賃助成事業を引き続き実施していきます。

### 3-2-(3) 意思疎通支援の充実

手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を行うとともに、手話奉仕員養成講座や要約筆記者養成講座を開催し、人材の育成に努めます。

### 3-3-(2) ボランティアセンターの充実

ボランティアコーディネーターを中心としてボランティア団体同士の情報交換や交流の場を提供し、ボランティア活動の充実を図ります。

### 3-4-(1) 防災対策の推進

避難行動要支援者避難支援制度に基づき、災害時や平常時の支援体制の強化を図るとともに、支援者と連携した個別支援計画の策定や制度の周知を進めていきます。

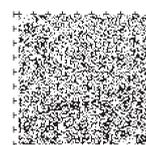
### 3-5-(1) 差別の解消、虐待の防止

町民や事業者等に対して、障害者差別解消法の理念や制度、相談窓口等の周知に努めます。また、役場職員については、職員対応要領等に基づき、適切に対応するとともに合理的配慮の提供体制の確保に努めます。

## ■ 数値目標

平成 29 年度に実施したアンケート調査の結果を基準として目標値を定めました。

項目	基準値 (H29 年)	目標値 (H35 年)	考え方
相談体制について (障がい者用調査)	28.1%	33.0%	現在の相談体制について「満足している」と回答した方の割合
相談体制について (障がい児用調査)	26.7%	32.0%	
障害者差別解消法の認知度 (障がい者用調査)	20.9%	35.0%	障害者差別解消法について『知っている』(「名称も内容も知っている」「名称は知っているが、内容は知らない」を合計したもの)と回答した方の割合
障害者差別解消法の認知度 (障がい児用調査)	47.7%	53.0%	
障害者差別解消法の認知度 (町民向け調査)	18.7%	32.0%	

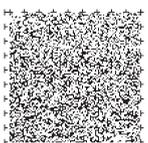


# 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

## 9 基本理念

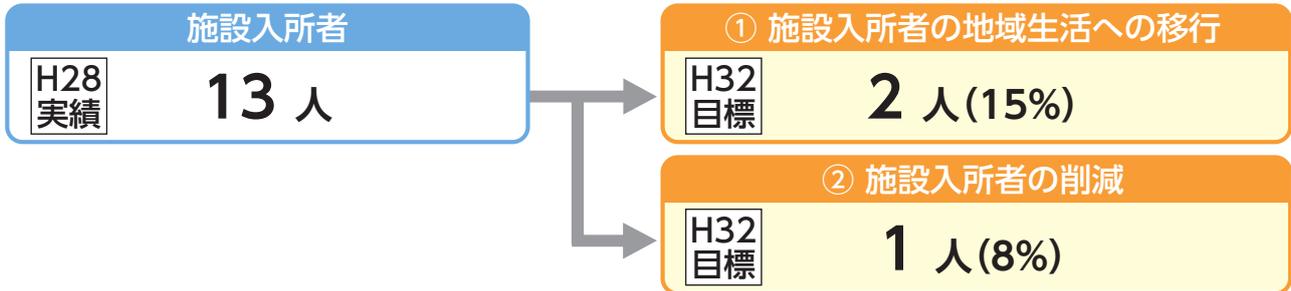
第2次武豊町障がい者計画に掲げる基本理念「みんなで創る 一人ひとりの個性が輝く 支えあいのまち たけとよ」を踏まえ、第5期武豊町障がい福祉計画及び第1期武豊町障がい児福祉計画においては、次の点に配慮して計画を作成し、諸施策を推進します。

- 1 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 町を基本とする仕組みとサービス対象者への周知
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

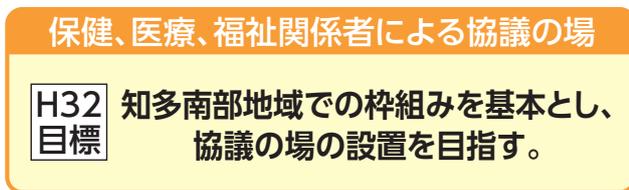


## 10 成果目標

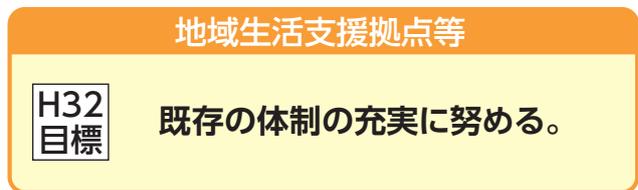
### ■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行



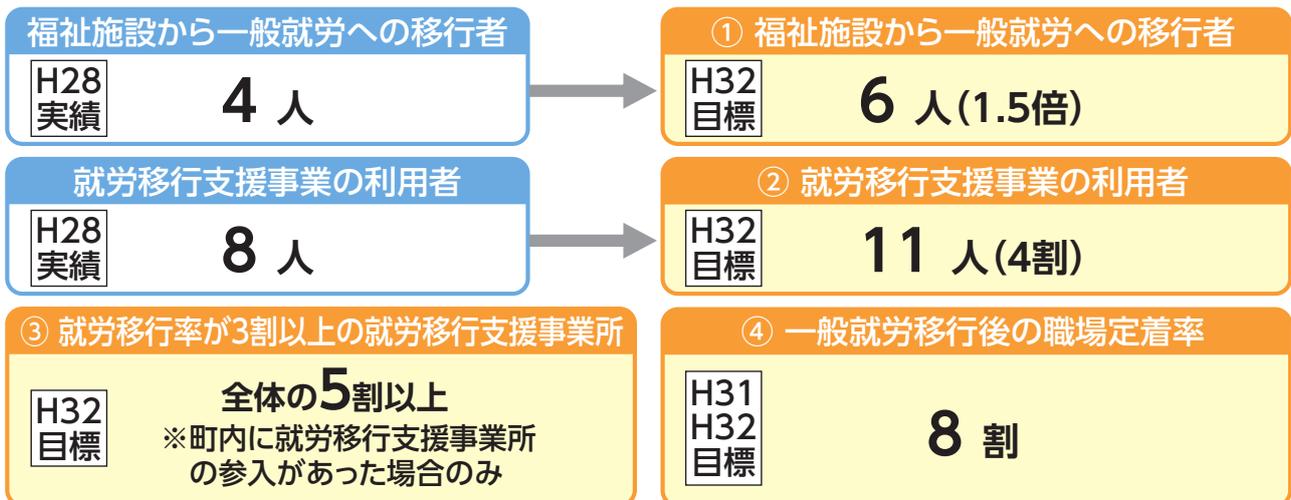
### ■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



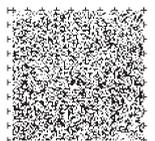
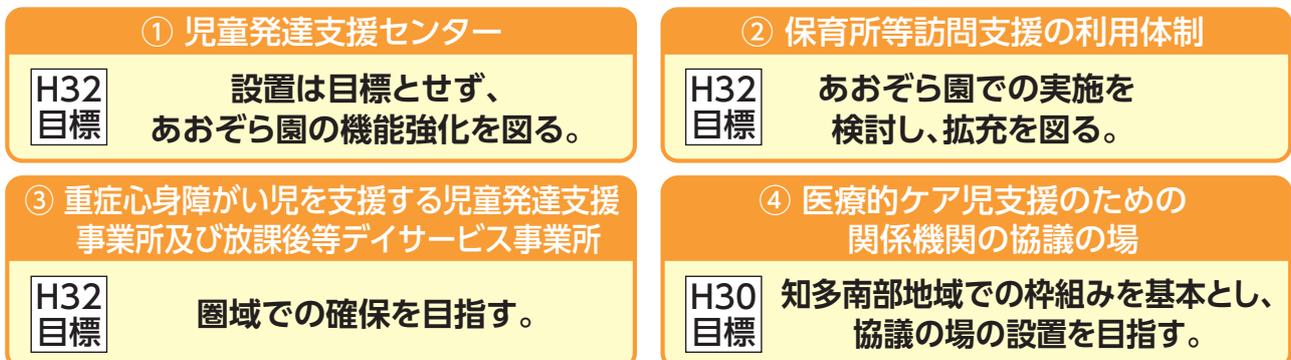
### ■ 地域生活支援拠点等の整備



### ■ 福祉施設から一般就労への移行等



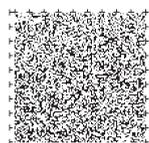
### ■ 障がい児支援の提供体制の整備等



# 11 障害福祉サービス等の見込量

## ■ 障害福祉サービスの見込量（1 か月あたり）

サービス種別		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	人	53	54	55
		時間	1,097	1,118	1,139
	重度訪問介護	人	0	0	0
		時間	0	0	0
	同行援護	人	0	0	0
		時間	0	0	0
	行動援護	人	9	9	9
		時間	73	73	73
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0
		時間	0	0	0
日中活動系	生活介護	人	81	84	89
		人日	1,563	1,621	1,718
	自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人	1	1	1
		人日	20	20	20
	就労移行支援	人	9	10	11
		人日	118	131	144
	就労継続支援（A型）	人	15	15	15
		人日	284	284	284
	就労継続支援（B型）	人	59	62	63
		人日	991	1,042	1,058
	就労定着支援	人	0	1	1
	療養介護	人	0	0	0
	短期入所（福祉型）	人	19	19	19
		人日	93	93	93
短期入所（医療型）	人	1	1	1	
	人日	9	9	9	
居住系	自立生活援助	人	0	1	1
	共同生活援助（グループホーム）	人	21	21	21
	施設入所支援	人	14	14	12
相談支援	計画相談支援	人	51	53	55
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1

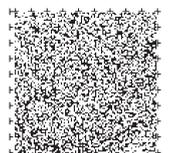


## ■ 地域生活支援事業の見込量

区分		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
必須事業	相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
		住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	
	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業	後見人等受任者数 (各年度末時点)	人	19	20	21	
	意思疎通支援事業 手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者派遣	件/年	25	25	28	
		要約筆記者派遣	件/年	12	12	15	
		手話奉仕員養成講座	人/年 (受講者数)	20	10	20	
		要約筆記者養成講座	人/年 (受講者数)	5	5	5	
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3	
		自立生活支援用具	件/年	5	5	5	
		在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6	
		情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	
		排泄管理支援用具	件/年	549	556	563	
		居室生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	2	2	
	移動支援事業		人/月	59	60	61	
			時間/月	472	480	488	
	地域活動支援センター（フリースペース事業）		人/月	28	29	30	
		人日/月	179	186	192		
任意事業	訪問入浴サービス事業		人/月	1	1	1	
			人日/月	5	5	5	
	日中一時支援事業	日中ショートステイ		人/月	2	2	2
				人日/月	4	4	4
		日中デイサービス		人/月	9	9	9
				人日/月	42	42	42
	生活サポート事業		人/月	1	1	1	
			時間/月	4	4	4	
	地域移行のための 安心生活支援事業	体験的宿泊事業		人/月	2	3	3
				人日/月	4	6	6
緊急一時的宿泊事業			人/年	2	2	2	
知的障害者職親委託事業		人/年	0	0	0		

## ■ 児童福祉法に基づくサービスの見込量（1か月あたり）

サービス種別		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児通所支援	児童発達支援	人	22	22	22
		人日	292	292	292
	医療型児童発達支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	放課後等デイサービス	人	69	71	73
		人日	821	845	869
	保育所等訪問支援	人	0	0	1
		人日	0	0	2
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	
	人日	0	0	0	
障害児相談支援	人	23	24	25	



## 12 計画の推進に向けて

### 1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

障がいのある方が自らの意思で障害福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

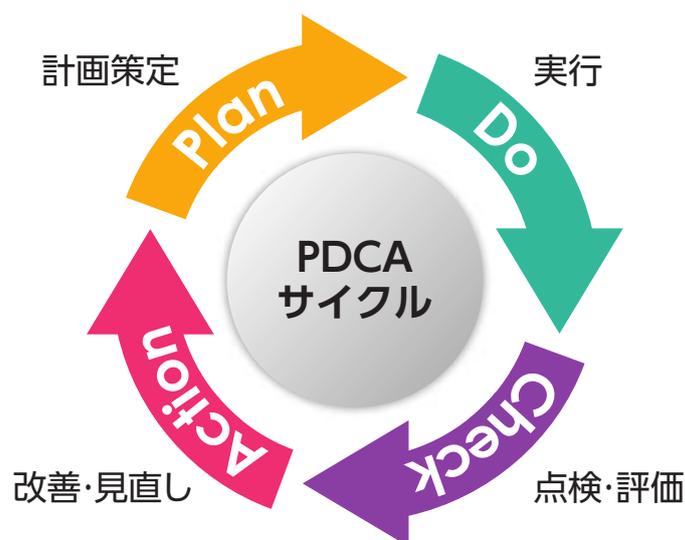
### 2 関係機関等の連携

知多南部地域自立支援協議会を活用し、障がいのある方を支える関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討を行います。

### 3 計画の評価・進捗管理

本計画の推進のため、各種施策やサービス提供の状況等について、年1回、点検・評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していく、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を進めます。

こうした計画の進捗管理や計画の見直しについては、武豊町地域福祉推進協議会及び知多南部地域自立支援協議会の意見を踏まえ、実施するものとします。



### 第2次武豊町障がい者計画・第5期武豊町障がい福祉計画・ 第1期武豊町障がい児福祉計画【概要版】

平成30年3月発行

武豊町健康福祉部福祉課

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

TEL 0569-72-1111(代表) FAX 0569-72-1115

E-mail syafuku@town.taketoyo.lg.jp HP <http://www.town.taketoyo.lg.jp/>

